

市第5号議案

横浜市退職手当条例等の一部改正

横浜市退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市退職手当条例等の一部を改正する条例

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第1条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「100分の100」を「100分の52.2」に改め、同条第2号中「100分の145」を「100分の121」に改め、同条第3号中「100分の150」を「100分の220」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 25年以上30年以下の期間については、1年につき100分の140

第7条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同条第8号中「100分の100」を「100分の92.7」に改め、同号を同条第6号とする。

第8条第1項第2号中「100分の220.8」を「100分の148.9」に改める。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例（平成19年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「、新退職手当条例」を「、横浜市退職手当条例」に改め、「附則第25項の規定による改正後の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧退職手当条例第7条第1号中「100分の100」とあるのは「100分の52.2」と、同条第2号中「100分の145」とあるのは「100分の121」と、同条第3号中「100分の150」とあるのは「100分の220」と、同条第4号中「100分の276」とあるのは「100分の140」と、同条第5号中「100分の176」とあるのは「100分の140」と、同条第6号中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、同条第8号中「100分の100」とあるのは「100分の92.7」と、旧退職手当条例第8条第1項第2号中「100分の220.8」とあるのは「100分の148.9」とする。

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「100分の60」を「100分の52」に改め、同項第2号中「100分の46」を「100分の40」に改め、同項第3号中「100分の16」を「100分の14」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）、第2条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「新平成19年改正給与等条例」という。）及び第3条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新退職手当条例第7条及び第8条（新平成19年改正給与等条例附則第18項及び横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月横浜市条例第20号。以下「平成23年改正給与条例」という。）附則第11項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から平成26年3月31日までの間においては新退職手当条例第7条第1号中「100分の52.2」とあるのは「100分の84」と、同条第2号中「100分の121」とあるのは「100分の123」と、同条第4号中「100分の140」とあるのは「100分の140（26年以上29年以下の期間にあっては、1年につき100分の190）」と、同条第6号中「100分の92.7」とあるのは「100分の109」と、新退職手当条例第8条第1項第2号中「100分の148.9」とあるのは「100分の211.6」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては新退職手当条例第7条第1号中「100分の52.2」とあるのは「100分の68」と、同条第2号中「100分の121」とあるのは「100分の122」と、同条第4号中「100分の140」とあるのは「100分の140（

26年以上29年以下の期間にあつては、1年につき100分の160)と、同条第6号中「100分の92.7」とあるのは「100分の98」と、新退職手当条例第8条第1項第2号中「100分の148.9」とあるのは「100分の177.4」とする。

- 4 新平成19年改正給与等条例附則第18項（平成23年改正給与条例附則第11項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から平成26年3月31日までの間においては新平成19年改正給与等条例附則第18項中「100分の52.2」とあるのは「100分の84」と、「100分の121」とあるのは「100分の123」と、「100分の176」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の176」とあるのは「100分の190」と、「100分の92.7」とあるのは「100分の109」と、「100分の148.9」とあるのは「100分の211.6」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては同項中「100分の52.2」とあるのは「100分の68」と、「100分の121」とあるのは「100分の122」と、「100分の176」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の176」とあるのは「100分の160」と、「100分の92.7」とあるのは「100分の98」と、「100分の148.9」とあるのは「100分の177.4」とする。

提 案 理 由

国との均衡を考慮して、退職手当の額を引き下げするため、横浜市退職手当条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市退職手当条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第7条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(1) 9年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 52.2}{100 \text{ 分の } 100}$

(2) 10年以上19年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 12}{100 \text{ 分の } 14}$
 $\frac{1}{5}$

(3) 20年以上24年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 22}{100 \text{ 分の } 15}$
 $\frac{0}{0}$

(4) $\frac{25 \text{ 年以上 } 30 \text{ 年以下の期間については、1年につき } 100 \text{ 分の } 14}{25 \text{ 年目については、 } 100 \text{ 分の } 276}$
 $\frac{0}{0}$

(5) $\frac{26 \text{ 年以上 } 29 \text{ 年以下の期間については、1年につき } 100 \text{ 分の } 17}{6}$

(6) 30年目については、100分の150

(5)
(7) （本文省略）

(6)
(8) 35年以上については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 92.7}{100 \text{ 分の } 100}$

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3第1級から第3級までに掲げる身体障害を残す程度の傷病に限る

。)により退職した者、公務上死亡した者、定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、横浜市一般職職員の定年等に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第6号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。以下同じ。）又はこれに準ずる理由で退職した者で市長が特に必要と認めたものに対する退職手当の基本額は、退職し、又は死亡した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

（第1号省略）

- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 14}{100 \text{ 分の } 22}$
 $\frac{8.9}{0.8}$

（第3号から第5号まで、第2項及び第3項省略）

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}} \right)$

附 則

（第1項から第17項まで省略）

（退職手当に関する経過措置）

- 18 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより第4条の規定による改正後の横浜市退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤

続年数及び同日における給料月額を基礎として、第4条の規定による改正前の横浜市退職手当条例（以下「旧退職手当条例」という。）第7条から第9条まで及び附則第25項の規定による改正前の横浜市退職手当条例の一部を改正する条例（昭和63年12月横浜市条例第62号。以下この項及び第20項において「昭和63年改正退職手当条例」という。）附則第6項の規定により計算した退職手当の額が、横浜市退職手当条例第6条から第9条まで及び附則第25項の規定による改正後の昭和63年改正退職手当条例附則第6項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧退職手当条例第7条第1号中「100分の100」とあるのは「100分の52.2」と、同条第2号中「100分の145」とあるのは「100分の121」と、同条第3号中「100分の150」とあるのは「100分の220」と、同条第4号中「100分の276」とあるのは「100分の140」と、同条第5号中「100分の176」とあるのは「100分の140」と、同条第6号中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、同条第8号中「100分の100」とあるのは「100分の92.7」と、旧退職手当条例第8条第1項第2号中「100分の220.8」とあるのは「100分の148.9」とする。

（第19項から第29項まで省略）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(退職手当)

第9条 (第1項省略)

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職期間の月数(当該月数に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。)を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

- (1) 市長 $\frac{100 \text{ 分の } 52}{100 \text{ 分の } 60}$
- (2) 副市長 $\frac{100 \text{ 分の } 40}{100 \text{ 分の } 46}$
- (3) 常勤の監査委員 $\frac{100 \text{ 分の } 14}{100 \text{ 分の } 16}$

(第3項から第5項まで省略)